

平成29年9月5日

非行歴のある若者への自立支援の実態と課題
(就 労 支 援 を 通 し て)

特定非営利活動法人

東京都就労支援事業者機構

常務理事 村 上 高 信

1 就労支援事業者機構について

(1) 設立のいきさつ

(2) 機構の役割

2 非行歴のある若者の自立支援の実態（就労支援を通して）

(1) 年代別就労支援対象者数（平成28年度）

(2) 非行をした少年に対する就労支援事例

3 課題

(1) 就労意欲を高めさせること。

(2) 就労を継続させるための方策を考えて実施すること。

(3) その他

平成28年度 年代別就労支援対象者数

平成28年度 年代別就労支援対象者数							H29.9.5
実施年月 年代	12～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上	計
前年度から繰越	4	4	11	14	12	3	48
H28年4月	1	2	0	4	6	5	18
H28年5月	2	2	5	2	5	1	17
H28年6月	0	1	0	2	7	3	13
H28年7月	0	3	3	5	2	0	13
H28年8月	0	3	3	2	4	0	12
H28年9月	0	1	1	4	5	1	12
H28年10月	1	1	5	6	7	2	22
H28年11月	0	1	4	2	7	2	16
H28年12月	0	1	3	3	4	2	13
H29年1月	0	0	2	2	4	0	8
H29年2月	0	2	2	9	5	1	19
H29年3月	0	2	3	5	2	1	13
計	8	23	42	60	70	21	224
	3.6%	10.3%	18.7%	26.8%	31.2%	9.4%	100.0%

1 対象者 男性A (19歳)

2 非行概要

- ・東京都内のホテルにおいて、以前交際していた女性に対し、その顔面等を殴るなどの暴行を加え、傷害を負わせたもの。

3 生活歴

- ・中学入学後、万引き、家出を繰り返し、保護観察。その後、窃盗、住居侵入により、少年院送致。中学3年時に仮退院し復学するが、家出し窃盗、詐欺を繰り返し、卒業後、観護措置決定後に中等少年院送致。
- ・その後、仮退院し、飲食店のアルバイトを行うが解雇され、本件により少年院送致。

4 就労支援の経緯

- (1) 少年院仮退院。
- (2) 保護観察所で支援員が本人及び実父と面接。
 - ・本人の希望を聞き、数か所の建設業者、造園業者を紹介。
 - ・支援員が本人希望の会社に、採用面接を打診し了解を得るとともに、本人には履歴書等応募書類の作成方法等を助言・指導。
- (3) 本人の面接に際しての支援員の動き
 - ・採用面接前に、支援員が本人の非行歴、非行内容、持病について社長に伝え、その後、支援員が同行し建設会社で採用面接を受けた。
 - ・即日採用となり、翌週から勤務することとなった。
- (4) 就職後の動き
 - ・実父が会社に挨拶に行くというので、支援員が同行。会社役員、本人、実父、支援員とで今後のことについて話し合い、勤務条件等を含め実父の理解を得ることが出来た。
 - ・勤務から二週間後、社長に電話し、本人が問題なく勤務しているとの回答を得た。同日これまでの経過や内容を保護観察所に報告。
- (5) 就労支援終了まで
 - ・支援員から定期的に本人に電話し、問題なく就労しているとの回答を得る。また、支援員から勤務先の担当者に架電し、問題なく就労を継続しているとの回答。
 - ・就職から2か月後、保護観察所に報告し、このまま安定した就労が見込まれることから、就労支援を終了することの了承を得、本人に伝える。

【所感】

3回目の少年院入院であったが、本人の努力、実父の本人を受け入れようとする姿勢が強くなったこと、協力雇用主の理解及び今回は初めて入院中から就労支援を行ったことなどが良い相乗効果を生み、早期就労につながり安定した生活に繋がったものと思われる。